

# 東京圏からI J Uターン就職する若手社員の 奨学金返還支援を行う中小企業に助成します

※東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)

岡山県では、若者の還流・定着及び中小企業の人材確保を図るため、東京圏からI J Uターン就職する若手社員の奨学金返還を支援する中小企業を応援する制度を創設しましたので、ぜひご活用ください。

## 補助内容

東京圏からI J Uターン就職する従業員への奨学金返還支援制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。

## 補助対象 企業

以下のいずれも満たす中小企業

- ①県内に主たる事業所がある、又は県内に勤務先を限定して採用していること  
※中小企業とは中小企業基本法に定める中小企業者等(詳しくは実施要領をご確認ください。)
- ②従業員への奨学金返還支援制度を設けていること

※補助対象企業には、県が進めるUターン就職等に係る取組への参画に努めていただきます。

### 【参画する取組例】

- ・東京で開催する大学生や若手社会人を対象とした合同就職面接会への参加
- ・東京支店などでのインターンシップ実施
- ・ネット採用面接の実施

## 支援対象者 (従業員)

補助対象企業に勤務し、以下の全てを満たす者

- ①補助対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者
- ②採用直前(6か月以内)まで東京圏に在住又は通勤、通学していた者
- ③正社員である者
- ④日本学生支援機構の奨学金を返還予定又は返還中の者
- ⑤県内の事業所等に勤務している者
- ⑥35歳未満の者(年度末時点)

## 補助対象 期間

支援対象者1人につき、採用後6年(72か月)間

## 1人当たり 年間補助額

支援対象者の奨学金年間返還額の範囲内で補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額



©岡山県「ももっち」

## お問い合わせ窓口・補助金申請先

岡山県中小企業団体中央会(〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号)

TEL: 086-224-2245 FAX: 086-232-4145

※岡山県補助事業として、岡山県中小企業団体中央会が事業を実施します。

## 本制度の具体例

下記の例では、平均返還期間である18年間のうち、企業が6年間、9万円を支援した場合、その間の本人負担はありません。

【平均返還額である324万円（年18万円）、平均返還期間である18年で、上限まで補助する場合】

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目～ 18年目	計
返還額		18万円	18万円	18万円	18万円	18万円	18万円	216万円	324万円
負担額	本人	なし	なし	なし	なし	なし	なし	216万円	216万円
	企業	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円		54万円
	県	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円		54万円

【従業員の年間返還額と企業支給額に応じた県負担分と本人負担額の例】

ケース	従業員の 年間返還額	企業支給額			本人負担額
			企業負担分 (1/2)	県負担分 (1/2)	
ケース1	20万円	20万円	11万円	9万円（上限額）	なし
ケース2	20万円	14万円	7万円	7万円	6万円
ケース3（上記例）	18万円	18万円	9万円	9万円	なし
ケース4	18万円	16万円	8万円	8万円	2万円
ケース5	12万円	12万円	6万円	6万円	なし
ケース6	12万円	8万円	4万円	4万円	4万円

補助対象期間の6年間における企業負担額例等

奨学金返還支援制度を設けるとは

- ①就業規則や社内規程等に従業員への奨学金返還支援制度を定めていただく必要があります。
- ②従業員に対する手当等やその支給方法（毎月払い、ボーナス時一括払い等）は、企業において自由に設定してください。
- ③就業規則や社内規程の例については、岡山県ホームページに掲載していますのでご覧ください。



©岡山県「うらっち」

平成30年度の申請手順等

月	県内中小企業	岡山県中小企業団体中央会
4月	①奨学金返還支援制度の創設を届出 ③交付申請 ⑤支援対象となる従業員を採用し、手当等として支給 ↓ ⑥事業進捗状況報告 ⑧補助金請求	②奨学金返還支援制度創設企業として登録 HP等でPR ④交付決定 ⑦事業進捗状況確認 ⑨補助金支払い ⑪確定通知
翌2月末	⑥事業進捗状況報告	
3月末	⑩実績報告	

支援対象となる  
東京圏からの  
I J Uターナー者  
を採用予定